

文化教育常任委員会行政視察報告書

1 参加委員

(委員長) 木山耕治 (副委員長) 金子 遥

(委員) 山口順平 (委員) 吉川ひかり (委員) 山崎広子 (委員) 長谷川由美 (委員) 伊藤素明

2 視察日時

令和8年4月15日(水曜日) 午前10時00分から11時30分まで

3 視察先

北海道石狩市

4 視察事項

(1) 石狩市こどもの権利条例について

5 視察概要

	(担当 木山耕治)
視察先選定理由	<p>文化教育常任委員会の政策提言テーマである「当事者の意見を取り入れる子ども・若者に対する育成・支援施策について」の検討を深めるため、令和7年4月に「石狩市こどもの権利条例」を施行した同市の取組に着目した。</p> <p>石狩市では、単に条例を制定するだけでなく、他市には類を見ない「こどもの権利救済委員会」と「調査相談専門員」を設置し、子どもの声を拾い上げる実効性のある仕組みを構築している。本市において、当事者である子どもや若者の意見をどのように安全に引き出し、支援施策に反映させていくか、その具体的なスキームを学び今後の政策検討に資するため、視察先として選定した。</p>
内 容	<p>(1) 石狩市こどもの権利条例について</p> <p>石狩市では、平成30年に市民から条例制定を求める陳情が出されたものの、当時は「時期尚早」として継続審査となった経緯がある。しかし、不登校や児童虐待などの課題を背景に、令和4年に市長が制定に向けた議論開始を明言し、動き出した。</p> <p>制定に向けた同市の最大の努力は、徹底した当事者参画のプロセスにある。令和5年から「条例検討委員会」を計8回開催したほか、小学5年生から参加できる「市民ワークショップ」を4回(のべ52名参加)、講演会を開催し、子どもたちの「6つのねがい」を条例前文に直接反映させた。さらに、パブリックコメントでは、一般向け(提出者3人・4件)だけでなく、内容を分かりやすく説明した「やさしい版」による「キッズパブコメ」を実施し、結果として1,881件もの子どもの意見を収集することに成功している。</p> <p>(2) 「石狩市ならではの特徴的な取り組み</p> <p>① 実効性のある「救済・相談スキーム」の構築</p> <p>第三者機関である「こどもの権利救済委員会(公認心理師や弁護士等)」を設置するだけでなく、その窓口となる「こどもの権利調査相談員(専門員)」を配置している。専門員は、市役所内の各部署(広聴・市民生活課、子ども相談センター、教育支援課など)や学校、児童館などの既存機関と連携し、情報共有を行う「ハブ機能」を担う。深刻なケースは専門員が申立てを受理し、救済委員会が調査・調整を経て市長へ是正勧告・要請を行う、隙間のない連携体制が敷かれている。</p> <p>② 多様で継続的な「意見表明と参加」の仕組み</p> <p>夏休みに市長が直接子どもの意見を聴く「市長のこども部屋」や、小1から3</p>

	<p>0歳位までを対象とし謝礼（QUO カード）も用意した「こどもモニター」制度など、制定後も声を拾い続けるルートを複数用意している。</p> <p>③ 全庁的な啓発活動 毎年11月を「石狩市こどもの権利月間」と定め、パンフレットの全戸配布や小中学校での出前講座を実施。制定記念イベント「こどもうきうきジャンボリー」には100名超が参加するなど、大人と子ども双方の意識改革に注力している。</p>
<p>考察</p>	<p>委員会のテーマである「当事者の意見を取り入れる」施策を実効性のあるものとするため、石狩市が多大な努力を払って構築したプロセスや独自のスキームは非常に示唆に富むものであった。</p> <p>特に「キッズパブコメ」に1,881件もの意見が集まった事実は、GIGAスクール構想の端末と「やさしい版資料」を活用すれば、子どもが市政に積極的に関与できることを証明している。本市においても、子ども向けの分かりやすい言葉で意見を募るプロセスを組み込むことが望ましいと考えられる。ただし、数千件の意見に対する集計や個別対応は所管課の業務を逼迫させる不確実性があるため、まずは特定のモデル事業や計画策定に絞って試行し、集まった意見に対して「どう反映されたか、なぜ反映できなかったのか」を丁寧にフィードバックする仕組みを構築していくことが、持続可能な主権者教育や育成・支援に繋がるのではないかと考える。</p> <p>また、当事者の意見を取り入れるには、そもそも子どもが「自分の意見を言っても安全だ」と思える心理的安全性の確保が前提となる。石狩市のような独立した「救済委員会」や専任の「調査相談専門員」を直ちに新設することは、本市の財政・人的リソースの観点から慎重な議論が必要かもしれない。しかし、石狩市が専門員に持たせている、日常の居場所に入り込んで潜在的なSOSを拾い上げる「アウトリーチ機能」や、行政組織や既存の相談窓口を横断して調整する「ハブ機能」は、本市の支援施策にも取り入れるメリットが十分にあると考えられる。既存の教育相談やこども家庭センターの役割を拡充・再編し、子どもがアクセスしやすいルートを再構築していくことが望ましい。</p> <p>最後に、条例の啓発資料が示す通り、子どもの権利を保障することは「わがまを許容すること」ではなく、理由を説明し相互理解のための対話を促すことである。大人側が「子ども目線で最善を考える」意識へとアップデートを図る啓発活動をセットで行うことが、本市の子ども・若者支援施策を真に実効性のあるものにするための鍵になると考える。</p>